

新たにキャッシュレス決済を導入する市内事業者に対して、
助成金を給付します！ **申請期間・導入期間延長しました**



海南市 PR キャラクター
『海ニャン』

海南市キャッシュレス決済導入助成金

給付要件	<ul style="list-style-type: none">① 海南市内に店舗を有する中小企業者等であること② 対面決済を行う飲食業、宿泊業、サービス業又は小売業等の事業者であること（※オンライン決済、事業者間決済は対象外）③ <u>令和4年4月1日（金）</u>から令和5年1月31日（火）の間に新たにキャッシュレス決済を導入し、継続的に行う意思があること（※追加導入を除く）④ 前年度までの市税（国民健康保険税を除く）を完納していること
申請期間	令和4年5月9日（月）～令和5年2月28日（火）

給付額	50,000 円（※1 事業者につき1 回限り）
提出書類	<ul style="list-style-type: none">① 海南市キャッシュレス決済導入助成金交付申請書② 誓約書③ キャッシュレス決済の手続きを完了した日が分かる書類 （加盟店の審査完了書類、メールの写し、契約書の写しなど）④ キャッシュレス決済端末等の設置状況がわかる資料 （決済端末・付属機器の製品番号や、設置後の状況が分かる写真）⑤ 海南市内で店舗を運営していることを証明する書類 （確定申告書の第1表、法人税申告書の別表1、青色申告決算書等）⑥ 海南市内の店舗の位置図⑦ 前年度までの市税（国民健康保険税を除く）を完納していることがわかる書類 ※海南市内に本社がある法人または住民票がある個人事業主の場合、提出は不要です。 ※海南市外に本社がある法人または住民票がある個人事業主の場合、それぞれ本社または住民票がある市町村の完納証明書の提出が必要となります。⑧ 請求書⑨ その他市長が必要と認めるもの
申請方法	海南市役所産業振興課に持参または郵送

問合せ

〒642-8501 海南市南赤坂 11 番地 産業振興課（海南市役所 5 階）

TEL : 073-483-8460（受付時間 8:30～17:15 土・日・祝日を除く）

●申請書類については、海南市役所産業振興課、下津行政局、各支所・出張所
海南商工会議所、下津町商工会および市ホームページから取得できます。



<キャッシュレス決済一覧>

決済の種類	代表例
クレジットカード決済	VISA、マスターカード、JCB 等
デビットカード決済	ジェイ・デビット、SMBC デビット等
電子マネー決済	suica、nanaco、楽天 Edy、WAON 等
QR バーコード決済	PayPay、LINEPay、楽天 Pay、d 払い等

※「新たにキャッシュレス決済を導入する」とは、令和4年4月1日時点で上記のキャッシュレス決済を1つも導入していない事業者が、初めて導入することをいいます。